

事務連絡  
平成 30 年 4 月 6 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等情報公表制度については、平成 30 年 4 月 1 日に施行されたところです。

平成 30 年 2 月 9 日付け事務連絡「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（依頼）」において、各都道府県等に管内事業者の基本情報の登録及び各都道府県等・事業者宛てに（※）平成 30 年 4 月 1 日より障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）の ID 及びパスワードの送付についてお伝えしたところですが、ID 及びパスワードについては、当該作業依頼に係る都道府県等の作業状況等を踏まえ、各都道府県等及び事業者宛てに順次送付を行い、4 月中に行き届く予定です。

つきましては、当該内容についてご了知いただくとともに、管内事業者に周知いただきますようお願いいたします。

（※）上記事務連絡に係る作業依頼において、都道府県等が事業者の基本情報について登録を行っていない事業者宛てには、ID 及びパスワードは通知されません。

この場合、各都道府県等が情報公表システム上において、事業者の基本情報を登録いただくことで、管内事業者宛に ID 及びパスワードが通知されます。

各都道府県等への ID 及びパスワードの送付の時期については、各都道府県等によって異なりますので、各事業者におかれては、都道府県等への具体的な報告時期については、各都道府県等へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課 倉田、**青木**

T E L : 03-5253-1111（内線）3036

独立行政法人福祉医療機構

E-mail : [shofukukouhyo@wam.go.jp](mailto:shofukukouhyo@wam.go.jp)